

建築物の対象用途		対象用途の位置・規模 (いずれかに該当するもの)	報告時期 (4月1日～ 12月20日まで)
【共通】 該当する用途部分の床面積が200㎡以下のもの又は該当する用途部分が避難階のみにあるものは対象外です。			
特定建築物	劇場、映画館又は演芸場	①3階以上の階にある当該用途部分が100㎡を超えるもの ②客席の床面積が200㎡以上のもの ③主階が1階にないもの ④地階にある当該用途部分が100㎡を超えるもの	3年ごと 令和元年、 令和4年、 ：
	観覧場(屋外観覧場を除く。) 公会堂又は集会場	①3階以上の階にある当該用途部分が100㎡を超えるもの ②客席の床面積が200㎡以上のもの ③地階にある当該用途部分が100㎡を超えるもの	
	病院、有床診療所 就寝用福祉施設 ※1	①3階以上の階にある当該用途部分が100㎡を超えるもの ②2階の床面積が300㎡以上のもの (病院、有床診療所については、 2階部分に患者の収容施設があるものに限る。) ③地階にある当該用途部分が100㎡を超えるもの	3年ごと 令和3年、 令和6年、 ：
	旅館又はホテル		3年ごと 令和元年、 令和4年、 ：
	体育館 (学校に附属するものを除く。)	①3階以上の階にある当該用途部分が100㎡を超えるもの ②床面積が2,000㎡以上のもの	3年ごと 令和2年、 令和5年、 ：
	博物館、美術館、図書館、ボーリング場、 スケート場、水泳場又はスポーツの練習場 (学校に附属するものを除く。)		3年ごと 令和3年、 令和6年、 ：
	百貨店、マーケット、展示場、 キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、 バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、 待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む 店舗(床面積が10㎡以内のものを除く。)	①3階以上の階にある当該用途部分が100㎡を超えるもの ②2階の床面積が500㎡以上のもの ③床面積が3,000㎡以上のもの ④地階にある当該用途部分が100㎡を超えるもの	3年ごと 令和2年、 令和5年、 ：
<備考欄> ※1 就寝用福祉施設 1 サービス付き高齢者向け住宅、 認知症高齢者グループホーム、障害者グループホーム 2 助産施設、乳児院、障害児入所施設 3 助産所 4 盲導犬訓練施設 5 救護施設、更生施設 6 老人短期入所施設 7 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム 8 母子保健施設 9 障害者支援施設、福祉ホーム、障害福祉サービス (自立訓練又は就労移行支援を行う事業に限る。)の事業所		根拠法令 ・建築基準法 第12条第1項 ・建築基準法施行令 第16条第1項 ・平成28年国交省 告示240号第1 ・那覇市建築基準法施行規則 第25条	
特定建築設備等	排煙設備	上記の特定建築物に設けた排煙設備(排煙機を有するものに限る。)	毎年
	非常用の照明装置	上記の特定建築物に設けた非常用の照明装置	
	防火設備	○上記の特定建築物に設けた防火設備 ○病院、診療所、高齢者等の就寝の用に供する部分の床面積が 200㎡以上の建築物に設けた防火設備 ※外部開口部の防火設備、常時閉鎖式の防火設備、防火ダンパーを除く。	
	昇降機	○エレベーター又はエスカレーター(一戸建て等の個人住宅に設置されたものを除く。) ○小荷物専用昇降機(フロアタイプ ※2)	
工作物	観光用エレベーター又はエスカレーター、高架の遊戯施設、回転運動をする遊戯施設		
<備考欄> ※2 小荷物専用昇降機(フロアタイプ) 出し入れ口の位置が床面から50cm 未満のものをいう。		根拠法令 ・建築基準法 第12条第3項、第88条第1項 ・建築基準法施行令第16条第3項、第138条の3 ・平成28年国交省告示240号第2、第3 ・那覇市建築基準法施行規則 第26条及び第27条	